

## 東日本大震災における被災契約者等への支援措置

東日本大震災における被災契約者等への支援措置については、「[東日本大震災に対する共済団の支援措置について](#)」に掲げる措置を講ずることと致しました。

特に本震災による労働災害又は通勤災害につきましては、建設共済制度では規約により戦争、天災及び原子力による事故の場合共済金は支払わないという免責条項が設けられておりますが、本震災の被害の重篤さ及び40年に亘り当制度を支えて下さった契約者に対する共済制度の理念並びに使命に鑑み、当該被災者等及びその雇用主である契約者に支援金を支給することと致しました。

その具体的な実施方法については、「[東日本大震災被災契約者等に対する支援金実施要領](#)」をご参照願います。